議事録

賃金室長補佐

ただいまより令和3年度第1回埼玉地方最低賃金審議会を開催いた します。私は、賃金室長補佐をしております大村と申します。よろし くお願いいたします。

会長選出までの間、事務局である私が進行を務めます。本日の出席 委員は、公益委員5名、労働者委員5名、使用者委員5名、合計15名、 よって委員の3分の2以上出席という最低賃金審議会令第5条第2項 の規定による定足数を満たしており、本会が有効に成立しております ことを御報告いたします。

また、埼玉地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項により議事及 び議事録は原則公開とされています。また、あらかじめホームページ で傍聴希望者を募りましたところ、現在4名の傍聴者が別室で会議を 御覧になっています。本日の議題においては、お手元の次第にありま すとおり、会長、会長代理の選出、埼玉県最低賃金の改定決定につい ての諮問、その他となっております。

続きまして、55期の委員の方々の御紹介に移ります。初回でございますので、資料1の名簿の上から順にお一言ずつ、自己紹介をよろしくお願いいたします。まず、佐野委員から。

佐野委員

古株になりますけれども、委員の佐野と申します。どうぞよろしく お願いします。

鈴木委員

鈴木奈穂美と申します。専修大学に所属しております。どうぞよろ しくお願いいたします。

十屋委員

土屋といいます。どうぞよろしくお願いいたします。

福田委員

福田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

満木委員

満木と申します。埼玉弁護士会に所属しております。よろしくお願いいたします。

柿沼委員

連合埼玉で副事務局長を務めております柿沼聡です。どうぞよろし くお願いいたします。

菊地委員

基幹労連埼玉県本部で事務局長を仰せつかっております菊地裕次で す。よろしくお願いいたします。

近藤委員

電機連合埼玉地協で事務局長を仰せつかっております近藤正人と申

します。よろしくお願いいたします。

二階堂委員 おはようございます。自動車総連埼玉地方協議会で議長を仰せつかっております二階堂と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

松村委員 おはようございます。JAM埼玉で事務局長を仰せつかっておりま す松村と申します。よろしくお願いいたします。

石井委員 おはようございます。埼玉県商工会連合会常務理事の石井です。よ ろしくお願いいたします。

嶋田委員 富士倉庫運輸の嶋田でございます。どうぞよろしくお願いいたしま す。

須藤委員中央会の須藤喜弘と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

廣澤委員 おはようございます。埼玉県経営者協会専務理事の廣澤でございま す。どうぞよろしくお願いいたします。

並木委員 日本信号の並木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

賃金室長補佐 ありがとうございました。それでは、開会に当たり、埼玉労働局長 より御挨拶を申し上げます。

労働局長 皆さん、おはようございます。委員の皆様におかれましては、平素 より、埼玉地方最低賃金審議会の運営並びに労働行政の推進に格別の 御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

> 本日は、第55期の審議会委員の改選後、初めての審議会となりま す。どうぞよろしくお願いいたします。

> さて、昨年度でございますが、新型コロナウイルス感染症による雇用、経済への影響等を踏まえた慎重な審議を経て、埼玉県最低賃金並びに5業種の特定最低賃金全てについて、全会一致により答申をいただきました。

労働局におきましては、この間、引き続き雇用調整助成金の特例措置等により、県内の雇用維持支援に全力で取り組んできたところでございます。本日はこの後、埼玉県最低賃金の改正諮問をさせていただくこととしております。委員の皆様には、今年度も調査審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

賃金室長補佐 では議題1に移ります。会長及び会長代理の選出です。事務局より

御説明いたします。

賃金室長

会長及び会長代理につきましては、最低賃金法第24条第2項において、「公益を代表する委員のうちから委員が選挙する」と規定されております。この会議に先立ちまして公益委員の皆様で御協議いただいたところ、会長に佐野委員、会長代理に土屋委員という推薦がございました。この点について、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

賃金室長ありがとうございます。プレートを置き換えます。

賃金室長補佐 会長に佐野委員、会長代理に土屋委員が選出されました。 それでは、佐野会長から御挨拶をお願いいたします。

佐野会長 ただいま皆様の御承認を得まして、会長に就任させていただきました。光栄であるとともに、コロナ禍でございますので、その大任が果たせるのか、非常に不安を感じているのもまた事実でございます。

昨年も使側、労側の委員さんには非常な御苦労をおかけして、私としてはAランクの中でいい数字を、非常にいい数字というのはそれぞれにとって健全、今後の日本経済を考えたときにいい数字が出せたのではないかと思っています。

今年はいろいろと漏れ聞いていますと、昨年以上に厳しい状況になるのかと思っておるところですけれども、ここにいらっしゃる皆さん全員の英知をお借りしまして、ぜひ埼玉らしい金額の審議ができればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

賃金室長補佐 ありがとうございました。それでは、ここからの進行は会長にお願 いいたします。

佐野会長 分かりました。それでは、議事を進めさせていただきます。続けて よろしいでしょうか。

議題2は埼玉県最低賃金の改正決定に関する諮問についてでございます。労働局長さんから、諮問をお願いしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(労働局長から会長に諮問文手交) (事務局より各委員に諮問文(写)配付)

佐野会長
それでは、諮問文を読み上げていただきたいと思います。よろしく

お願いします。

賃金室長

読み上げさせていただきます。埼労発基0705第1号、令和3年7月5日、埼玉地方最低賃金審議会会長殿、埼玉労働局長、増田嗣郎。 最低賃金の改正決定について(諮問)。

最低賃金法第12条の規定に基づく埼玉県最低賃金の改正決定に関して、最低賃金法第10条第1項の規定に基づき、経済財政運営と改革の基本方針2021及び成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップに配意した、貴会の調査審議を求める。以上です。

佐野会長

ありがとうございました。

賃金室長補佐

誠に申し訳ございませんが、所用のため、局長はここで退席をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

佐野会長

どうもありがとうございました。

労働局長

どうぞよろしくお願いします。

佐野会長

それでは、ただいま埼玉労働局長さんから、埼玉県最低賃金の改正 決定について調査審議を求められました。これから審議を進めていく わけですけれども、何分マスクとパーテーションなものですから、私 を含めて委員の皆さん方の声がもし聞き取れない場合には、遠慮なく その旨をおっしゃっていただいて発言を、大変御面倒をおかけします けれども、もう一度言っていただくとかそういうことになるかも分か りませんので、その辺御配慮いただきたいと思います。よろしくお願 いします。

それでは、配付資料について事務局から説明をお願いいたします。

賃金室長

そうしましたら、次第を開きまして、配付資料が全部でNo.1から No.13まであります。番号に沿った形で御説明させていただきます。 まずNo.1は、第55期の委員名簿となっております。

続きましてNo. 2、埼玉地方最低賃金審議会運営規程の新旧対照表ということで、委員の皆様にはこの場で御説明させていただきますが、本件、コロナの関係でテレビ会議による最低賃金審議会を可能とする規程の変更が中央最低賃金審議会の運営規程の中で盛り込まれることになりましたので、基本は最賃の審議は対面ですけれども、テレビ会議システムを使用しての改正を第4条に追加ということで設けております。これは本省の中賃の規程と同様の形になっております。

7条の議事録と議事要旨というところで、これまで署名をいただい

ておったのですが、その署名につきましても本省の様々な審議会の中で署名を省略して、メールのやり取り等をもって、それが最後の原本だと分かるような形で事務局が直す形にするということで、今までは公労使各側一人ずつの代表委員の方に署名をいただいていたのを省略するというものであります。また、これまでどおり議事録は、終了後、皆様に確認していただくということはお願いさせていただきます。

あと、第7条2項のところで「議事録の一部又は全部を非公開とすることができる」となっていたのを、「議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる」という形で文言を修正させていただいております。

続きまして、資料No.3は小委員会の規程となります。小委員会につきましては、これまで何回か審議会の中で議論してきたところですけれども、特に必要性の有無の審議に当たりまして、小委員会を設けてそこで審議するということをこれまでも議論していたところです。このことに関しましては、議題その他のところでまた具体的に御説明させていただきます。その小委員会運営規程の改正案になります。

続きまして、資料No.4は埼玉県主要経済指標ということで、全国と埼玉県を比較できるような形で作成しておりますが、今日はこれを一旦割愛させていただきまして、次回の27、28日のときに、データがもう少し先の直近のものが入手できた段階で具体的に御説明させていただきます。

続きまして、資料No.5は令和2年度の春闘、各機関別の賃上げ集計状況となっております。まず連合から読み上げさせていただきますけれども、令和3年、全体としては1.79%で、前年同時期が1.9%、300人未満の事業所においては<math>1.74%。前年同時期が1.81%。経団連の発表によりますと、令和3年が500人以上規模の事業所で<math>1.82%、昨年同時期が2.17%、500人未満が<math>1.72%、昨年同時期も1.72%となっております。厚生労働省のものは令和2年ということなので、2%でした。

続きまして、資料No.6になりますけれども、埼玉労働市場ニュースということで、有効求人倍率が1.04となっております。求職者一人当たりに対してどれだけ求人があるかということで、これから御説明させていただきますけれども、ずっと1倍以下でしたが、6月29日発表の市場ニュースは1.04となっております。

資料No.7になりますが、特定最低賃金の改正に関わる意向表明が3月11日に労側から提出されており、これまでの特定最賃5業種の改正の意向表明がなされております。あくまでも意向表明ですので、具体的に申出は7月上旬ぐらいが予定されているということです。

資料No.8になりますが、特定最賃の適用使用者数及び適用労働者数ということで、先ほどの意向表明の5業種の適用労働者数の県内の

労働者数が記載されております。改正になりますと、この要件としますと、協定適用労働者が県内就労の適用労働者の3分の1を超えていることが要件になっております。

資料No.9が、埼玉りそな産業経済振興財団が発表しました5月19日に発表されております賃上げ状況ということで、読み上げさせていただきますと、賃上げを実施する企業割合が前年より増加、賃上げ率はやや低下し1.9%となっております。2021年度の賃上げ状況について県内企業へのアンケート調査を実施したところ、「賃上げを実施する」とした企業は66%と、前年調査の61.6%から4.4ポイント増加した。「賃上げを実施する」とした企業の賃上げ率は、同2.0%から1.9%にやや低下したとされております。

続きまして、資料No.10になりますけれども、先ほどのニュースリリースが毎年この時期に賃上げ状況を発表しておりますので、事務局で昨年度と今年と比較できるように、データを並べたものになっております。これも御参考に御覧いただきたいと思います。

資料No.11になります。6月22日に行われました第60回中央最低賃金審議会の資料になっております。これを開きますと、No.1が委員名簿なっており、その次に、先ほど申し上げました中央最低賃金審議会の運営規程が入っております。この4条にもテレビ会議システムのことが改正ということで記載されております。また、同じく署名のことについても、署名の記載がない形で書いております。

次に資料No.3になりますが、厚生労働大臣、田村憲久から、中央 最低賃金審議会に宛てた改正の諮問、調査審議の諮問文となっており ます。

続きまして、資料No.4が令和3年6月18日付に閣議決定された 経済財政運営と改革の基本方針となっております。このページ数でい くと、「賃上げを通じた経済の底上げ」というのが4ページの上に記載 されておりますので、下線部を読み上げさせていただきます。

「民需主導で早期の経済拡幅回復を図るため、賃上げの原資となる企業の付加価値創出力の強化、雇用増や賃上げなど所得拡大を促す税制措置等により、賃上げの流れの継続に取り組む。我が国の労働分配率は長年にわたり低下傾向にあり、更に感染症の影響で賃金格差が広がる中で、格差是正には最低賃金の引上げが不可欠である。感染症の影響を受けて厳しい状況の企業に配慮しつつ、雇用維持との両立を図りながら賃上げしやすい環境を整備するため、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等に一層取り組みつつ、最低賃金について、感染症下でも最低賃金を引き上げてきた諸外国の取組も参考にして、感染症拡大前に我が国で引き上げてきた実績を踏まえて、地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均1,000円とすることを目指し、本年の引上げに取り組む」と

されております。

資料No.5は成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップということで、3ページ目の「生産性を最大限に発揮できる働き方に向けた支援」に、先ほどの財政運営諮問会議での記載内容と同じ文言が、「③賃金」というところで記載されております。

以上が、第60回の中央最低賃金銀審議会No.11の資料となります。

続きましてNo.12、これが同じく6月22日に行われました第 1回目安に関する小委員会の資料となります。資料は全部でNo.1からNo.5と参考資料 1から 3となっております。

まず、資料No.1の主要統計資料を御覧いただきたいと思います。 毎年、このような形で主要統計資料を掲載しておりまして、大まかに 言いますと、割と経年的に様々な経済情勢や有効求人倍率や賃金の情 勢が分かるようなデータになっております。

1項目は指標の推移といって、GDP、鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数、倒産件数、完全失業者数等が記載されております。直近で言いますと、まずGDPに関しましては、実質令和3年の1月から3月にかけまして、前期比がマイナス1.0となっております。鉱工業生産指数に関しましては、平成27年を100とした数字に対して、令和3年4月は100ということで、令和2年には90台を推移しておりましたが、4月に入りまして100になっております。前期比プラス2.9%。製造工業稼働率指数としましては99.3、前期比1.1%。倒産件数ですけれども、令和3年1月から4月にかけて400件台、前年比がプラス50.3%となっております。完全失業者数は実数でいきますと194万人で、前年差14万人となっております。完全失業率はプラス2.8%となっております。

続きまして、2ページ目。求人倍率、求職者一人に対して何件の求人票があるかということに関しまして、先ほども御説明しましたけれども、有効求人倍率は1.9、消費者物価指数、世帯が購入する家計に係る財及びサービスに関わる物価変動ですが、消費者物価指数は27年を100とした場合に102.2で、前期比プラス0.3%。国内企業物価指数は103.9、前期比でプラス0.7となっております。賃金に関しましては、税金等を引く前の額ということで、現金給与総額の指数が掲載されております。同じく平成27年を100としたときに、101.8となっております。同じく産業計等が隣に書いてありますけれども、製造業が103.7ということで、前期比プラス0.5となっております。

続きまして5ページ目、賃金・労働時間の推移になりますけれども、 経年的に記載されており、事業所規模別となっております。現金給与 総額は所得税、社会保険料を差し引く前の金額で、定期給与額とは労 働契約就業規則によってあらかじめ定められた金額を記載しております。これを見ると、令和2年は大体マイナス、令和3年の1月、2月もほとんどマイナスですけれども、4月に入りまして多少プラスに転じているところになっております。

パートタイム労働者比率の推移になります。平成24年から令和2年及び令和3年は単月で記載されておりますけれども、おおよそ30人以上の事業所においては20%、24%、25%台となっております。あとは規模別に書いてありますので、御覧いただきたいと思います。

続きまして、初任給の上昇額及び率の推移が経年的に書いております。区分として、高卒、工業専門学校卒、短大卒、大学卒となっておりまして、上昇率に関しましては、それぞれの調査年度において附帯的に調査した前年度の初任給を基に算出しておりますが、主に0.1から0.4の中で動いているということになっております。なお、この調査対象は東証一部の上場企業のみとなっております。

8ページ目、賃金・労働時間に関しまして、所定内給与、所定内労働時間及び所定内給与の単価が記載されております。所定内労働時間がずっとマイナスとなっておりますが、所定内給与が27年を100としたときに102程度動いているので、実質時間当たりの所定内給与を見ますと増加傾向にあるということで、前年比が1から3%で推移しております。

同じく、先ほどは30人以上の事業所においてでしたけれども、今回は5~29人という小規模の事業所においての単価を算出しております。これについても先ほどの30人以上と同様に、所定内労働時間が減っている関係上、単価の引上げが高くなっているという傾向が見られます。

10ページ目ですけれども、先ほどの毎月勤労統計調査とは別に、 賃金構造基本統計調査という同様の賃金に関するデータから拾い上げ ているものであります。これにつきましても同じく所定内労働時間が 若干減少傾向にありますので、単価が上がっていると見られます。

11ページが月間労働時間の動きとなっております。平成25年からの記載になっておりますけれども、先ほど申し上げましたとおり、 所定内労働時間少なくなっているという現状の中で、3月というより も4月が若干増加傾向になっております。

12ページ、春季の賃上げ妥結状況についてです。連合が発表しました平均賃上げ方式による加重平均が全体で2.0%になっております。個別賃金方式といって、純ベアと定期昇給方式があるけれども、純ベアだけを見た場合には、35歳の場合0.44%、30歳の場合は0.27%となっております。同じく連合が発表しました有期・短時間・契約等労働者は、単純平均は1.86%、加重平均で1.94%というこ

とで、短時間の方の引上げ幅が高くなっていることが分かります。同じく経団連の大手企業第1回集計の平均賃上げ方式としましては、主要21業種大手249社で1.82%、中小企業の場合は17業種754社で、1.72%となっております。

13ページになりますけれども、厚生労働省で実施しました賃金の 引上げ等の実態に関する調査ということで、令和3年ではないのです が、令和2年の段階で賃金の改定率が加重平均1.7%、単純平均が 1.6%となっております。

14ページが夏季賞与・一時金の妥結状況となっております。

15ページが、消費者物価指数の対前年上昇率の推移で、AランクからDランクといって、埼玉はAランクに位置するのですが、消費者が実際に購入する段階の商品の小売価格を消費者物価指数という形で上げ幅を記載、対前年上昇率を記載しております。令和3年はどこを見てもマイナス傾向にあるということが分かります。

続きまして、地域別最低賃金の未満率及び影響率の推移となっております。未満率と影響率についての御説明をさせていただきますが、表の下に、「未満率」とは最低賃金額を改正する前に、最低賃金額を下回っている労働者の割合。「影響率」とは最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金を下回ることとなる労働者の割合ということになっていて、分かりにくいので、1枚開きますと右側に表が書いてあるのですが、これが未満率及び影響率のイメージで、例えば加重平均で言いますと、令和元年は901円、令和2年は902円という改正になっております。ちょうど令和2年の審議会で令和2年度に金額を幾らにするかを考えている段階になりますと、当時最低賃金の901円になりますので、改正前に、具体的に901円を割っている労働者の割合が未満率ということになります。これから901円から902円に改正するに当たり、影響のある人、901円以下の金額に該当する方の割合が影響率というところで矢印になっております。

続きまして、地域別最低賃金と賃金水準との関係になっております。 賃金構造基本統計調査によるもので、一般労働者が10人以上の、いわゆる大規模事業所と10人から100人未満の事業所規模で働いている人の時間当たり単価のウエートをそこで示したものとなっております。時間額比が48.4%です。

19ページですけれども、短時間労働者の最低賃金と賃金水準との関係が記載されております。令和2年度に関しまして、表の下にも書いておるんですけれども、賃金構造基本統計調査については調査方法の見直しがありまして、短時間の集計に関しまして、医師、歯科医師、大学の先生など特定の職種で、1時間当たり所定内給与が3,000円を超えている人をこれまで除外していたのが、それを含めた関係になっておりますので、単価で見ますと大変高い数字になっております。

200円程度で上がっておりますので、これを一概に論ずることはできないということになっております。

続きまして、同じく地域最賃と賃金水準との関係で、先ほどは賃金 構造基本統計調査の中から得られたデータをお示ししたんですけれど も、毎月勤労統計調査、事業所規模30人以上で、令和2年は加重平 均902円に対して、時間額比が43.1%となっております。

21ページ目以降が経済情勢になるのですが、この後お示しする 7月1日の資料等にも記載されておりますので、割愛させていただき ます。

五、六ページ開きますと都道府県統計資料編がありまして、各県別の様々なデータが比較して分かるような形になっております。例えば30ページは、一人当たりの県民所得とか標準生計費、新規学卒者等の給料が記載されておりますが、ここで注意していただきたいのが標準生計費ですけれども、埼玉が1番となっておりますが、標準生計費は家計調査を基に計算されており、家計調査は各県庁所在地の市のみになっている関係上、大変ばらつきが高くなっております。その影響を受けて金額が大変変動することと併せて、この金額がないとその市で生活できないかというと、決してそういう意味合いの数字ではないということになっております。

ちなみ埼玉は1位となっておりますけれども、例えば令和2年の 1位は奈良県でしたし、令和元年は香川県となっておりましたので、 数字の取扱いに若干注意する必要があるということになっております。

35ページなりますが、消費者物価対前年上昇率となっております。 これも県別で記載があるんですけれども、令和3年1月以降は単月で 書いておるのですが、マイナスというような形でマイナス基調になっ ております。時間の関係上、割愛させていただきます。

最後のほうに業務統計資料編が記載されております。令和2年度の 地域別最低賃金の審議と決定状況になっておりますが、ここに決定し た金額と引上げ額、引上げ幅が書いております。効力発生日は基本 10月1日を目指すということで、今、私ども動いているわけですけ れども、昨年、必ずしも10月1日ではなくて、審議の内容によって は10月1日以外で効力を発生しているものがあるということに御注 意ください。

41ページ以降は目安と改定額の推移等になりますので、これも適宜御覧いただければと思います。

続きまして、資料4になりますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響受けたことについて、影響を受けた具体的な業種とか、求職者の割合等について記載がありますので、簡単に御説明させていただきます。

資料No.4の19ページになるんですけれども、去年も同じものを、

ちょうどコロナ罹患者が増えてきた状況がありましたので、このようなデータがあったかと思うのですが、新型コロナ感染拡大による仕事や生活への影響ということで、「大いに影響があった」と回答している方が全体の3割から4割いらっしゃると。「あまり影響はなかった」という方が30%ということで、「全く影響はなかった」という方が1割、2割程度ということで、大半の方がコロナの感染によって影響があったと答えておられます。

具体的に何に影響があったかということに関しまして、月単位の調査で記載があるのですが、最も多かったのが収入の減少、勤務日数や労働時間の減少となっております。

20ページに行きますと、雇用形態別・性別に見た雇用者数の動向が記載されておって、12月から4月までの単月で、まず性別、それと正規か非正規か、パート、アルバイトか、派遣、契約、嘱託というような様々な働き方の違いによって、どのような影響があったのかを記載しております。令和3年4月を見ますと非正規労働者の前年同月差が、昨年4月に緊急事態宣言が発出されたことによって、女性のパート・アルバイトを中心に大幅に減少したことによる反動増が見られるということで、昨年はもうコロナが蔓延しておりましたからなかなか比較の対象にならないということで、前々年同月差を表の枠の中の括弧に記載しております。同じく女性パート・アルバイトは、引き続き減少幅が大きいという結果になっております。例えば3月は、前々年当月比プラス116万だったけれども4月は72万で、それほど差が大きくなっているということが言えます。

1枚開きまして、形態別に見た休業者数の動向となっております。これは男女別で休業者数の割合を記載しておりますが、令和2年4月のところが一番多くて、特に男性のアルバイトで21.2%、女性のアルバイトで26.5%ということで、休業が大きかったことが分かりました。直近の4月に関しましては、こちらは1桁台ですけれども、いまだ休業者がいるということが分かります。

続きまして、性・年齢階級別に見た非労働力人口の動向となっておりますけれども、令和3年の1月から4月にかけては若干下がっている、前年同月比より低くなっているということが分かります。

ページをめくりまして、29ページ目は産業別の新規求人数の動向についてということで、令和2年と令和3年の新規求人数を、業種別でみると、令和3年4月は、全産業で15.2%という増加にはなったのですが、これも昨年度と比較した上での話なので、右端の参考の前々年同月比を見ていただきますと、マイナス21.5%となっております。また、この中で一番ウエートとして低くなっているのが宿泊業、飲食サービス業で、マイナス46.4%となっております。さらにその下に、飲食、宿泊業の内訳が書いてありますけれども、宿泊業、飲食サービ

ス業の中で、宿泊業が前年同月比でマイナス47.5、飲食店に関しましてはマイナス47.4となっております。

あと、産業別・雇用形態別で見た雇用者数の動向なども30ページ に記載しておりますので、適宜御覧いただきたいと思います。

32ページに行きますけれども、現金給与総額の動向が記載されております。前年同月比、給料ですが、令和2年は割とマイナス基調が多かったのですが、令和3年になりますと若干プラスに転じております。また、昨年度と比較しても意味がないというお話もありますので、前々年同月比という形で記載しているところがありまして、4月はおおよそプラスに転じているのかという状況になっております。

1 枚開きまして、33ページも産業別で見た総労働時間の動向ということで、令和3年4月は、前々年と比べても若干増えていることが分かります。

3 4ページは産業別に見た企業の売上高経常利益率の推移となって おります。マイナスが多いのが、宿泊、飲食などを含めた生活関連サ ービスが少なくなっております。

もう1枚開きまして、産業別に見た企業の純資産の推移が記載されております。

雇用調整の実績(予定)のある事業所の割合が36ページに記載されております。

37ページは第3次産業活動指数の推移ということで、3次産業の活発さを表す指数となっております。2015年、平成27年を100としたときの指数になっておりますが、やはり生活関連サービス関係が低いという傾向があります。一方、小売に関しましても96.1という数字になっております。

早足で恐縮ですが、以上が新型コロナ感染症の関係資料となっております。

あと、参考資料がありますけれども、そこは割愛させていただきます。

最後に資料No.13といって、7月1日の第2回目安小委で発表された資料を御覧ください。これは一番直近に、本省で賃金改定状況調査を今年5月に実施しておりまして、回収率が31.9%ですけれども、対象が30人未満の事業所で小規模の事業所となっております。6月に支払い見込みがある給料を記載してくださいということで、直近の6月の給料を30人未満の規模の事業所に回答してもらったところで、賃金改定状況調査の別の事業所割合という、業種別で書いてあるところになるのですが、A、B、C、Dのランクごとに産業計と業種別で記載されております。

質問事項に対しまして、1月から6月に賃上げを実施したというようなところが、産業計でいきますと、Aランクで言うと34.2%で、

令和2年の41.2%よりも下がっているというのが分かります。あと、どこの業種に関しても、一部の製造業は別ですけれども、令和2年度に賃上げをしていると回答したところが大体4割なのに対して、下がっているという傾向があります。特に生活関連は去年、令和2年のとき30.7%の方が賃上げすると御回答をいただいたのですが、16.6%に下がっております。

1枚開きまして、平均賃金改定率。第3表に、事業所の賃金の引上 げ率の分布の特性値というものがあります。データを小さい順に並べ たときに、初めから数えて50%の位置を中央値と言うのですが、お およそ産業計で見ますと令和2年2.0%だったのが、中位数が 1.7%となっております。以下どこの業種につきましても、令和2年 度より中位数が下がっております。特にAランクに関しては下がって おります。

続きまして、第4表が一般労働者、パートタイム労働者の賃金上昇率、男女別内訳が記載されておりますけれども、男女計と、男性、女性ということで賃金の上昇率が書かれております。総合計のところ、男女計を見ますと、令和2年度はAランクが1.4%だったのが0.3%ということで、多分、新聞等でよく書かれていた0.3という数字はここの数字のことを書かれていたのだと思われます。以下、ほかの業種も令和2年度に比べて、上昇率は大体下がっていると言えます。その下は、男女別から今度は一般・パート別に関しましても、製造業の一部パートを除いて下がっております。

続きまして、賃金引上げの実施時期の事業所数割合ということで、 Aランクに関しましては、賃上げの実施時期は昨年と比較して、「変わらない」と回答しているところが89.8%となっております。

参考2は事由別賃金改定未実施事業所の割合ということで、賃金の 改定に関しまして、特に事由3が、昨年は賃金の改定を実施したけれ ども今年は凍結の予定。それから事由4が、昨年は賃金の改定を実施 していないし、今年も実施していないと答えておって、事由3、事由 4が大半を占めているということになっております。

資料2が生活保護と最低賃金ということで、生活保護が最低賃金と どれだけ差があるかというのをグラフにしたものとなっております。

続きまして、資料3が地域別最賃と未満率、影響率となっております。先ほど未満率と影響率について簡単に御説明させていただきましたけれども、令和2年度は、Aランクのみの影響率はこのようになっております。同じく賃金構造基本統計調査と統計の中身が違う形で集計したものが、この後記載されております。

早足ですみません、資料4になりますけれども、賃金分布に関する 資料が掲載されております。賃金分布というのは、昨年の賃金構造基 本統計調査の特別集計ということで、賃金構造基本統計調査は5名以 上の大企業も含む中小零細、全てあらゆる企業を対象に実施する統計で、それの一般・短時間計と、一般、短時間を区分けして書いております。

ランク別に書いてあるのですが、2ページに埼玉(A)で、現行の926円が書いてありますけれども、どういう形で賃金が分布されているかということが書いてあります。注意したいのは500円未満及び1,500円の時給単価以上の賃金分布はグラフ上入らないので、それ以上は記載されていないという点に注意する必要があります。

2ページ目に埼玉の分布が書いてあって、これは一般と短時間計に なります。

同じく15ページが一般労働者といって、短時間勤務ではない人を 対象にした埼玉の賃金分布となっております。

28ページ目が短時間労働者の賃金分布です。

続きまして資料No.5、最新の経済指標の動向ということで、内閣府から出されました令和3年6月の月例経済報告となっております。 読み上げという形で報告させていただきます。

我が国の経済ということで、1番目、四半期別GDP速報、「2021年1-3月期(2次速報)の実質国内総生産は、前期比1.0%減(年率3.9%減)となった」。個人消費につきましては、「ここのところサービス支出を中心に弱い動きとなっている」ということです。3番目、民間設備投資、「設備投資は、持ち直している」。4番目、住宅建設、「住宅建設は、底堅い動きとなっている」。5番目、公共投資、「公共投資は、高水準で底堅く推移している」。6番目、輸出・輸入・国際収支、「輸出は、緩やかな増加が続いている。輸入は、持ち直しの動きが見られる。貿易・サービス収支は、おおむね均衡している」。7番、生産・出荷・在庫、「生産は、持ち直している」となっております。

8番、企業収益・業況判断、「企業収益は、感染症の影響により、非製造業では弱さが見られるものの、総じて見れば持ち直している。企業の業況判断は、厳しさが残る中で、持ち直しの動きに足踏みが見られる」とされております。9番、倒産、「倒産件数は、減少している」。10番、雇用情勢、「雇用情勢は、感染症の影響により、弱い動きとなっている中で、雇用者数の動きに底堅さも見られる」。11番、物価、「国内企業物価は、上昇している。消費者物価は、横ばいとなっている」。12番以降は金融になりますので、割愛させていただきます。

参考までに、金融関係の参考資料のほうに、埼玉は南関東に入るのですが、地区別の鉱工業生産の推移が分かるようなグラフや有効求人倍率などが入っておりますので、これも追って御覧ください。

以上が簡単ですけれども、資料の説明とさせていただきます。

佐野会長

分かりました。どうもありがとうございました。

それでは、皆さん、なかなか内容が濃いものですから、すぐに理解し難いところがあると思いますけれども、何かここで聞いておきたいということで質問とかがございましたらお願いいたします。

特にないでしょうか。よろしくお願いします。

私から、よろしいですか。多分、これは当たり前のことですけれども、最後のところで雇用情勢が横ばいとかというのは、政府のいろいろ施策が効いているからだと思うところはあるのですが、逆にそれが切れるとこういう数字で行かなくなるのかと思うんですけれども、事実的にそういう理解でよろしいでしょうか。悪くなるかどうかは分からないですけれども、政府の施策が入っている数字だという。

労働基準部長

その判断の下になるかと思います。

佐野会長

ありがとうございます。

ないようでしたら、次の議題に移らせていただきます。その他の議題について、事務局から説明をお願いいたします。

賃金室長

4点御説明させていただくのですが審議会の運営規程の改定について、コロナウイルイス感染症の観点から、オンライン方式にする開催を可能とする規程改定を中央最低賃金審議会の規程と同様に、埼玉についてもそれを可能とする改正について提案させていただきたいと思っております。この審議会規程の改定につきましては、オンラインができるようにする改正と併せて、署名・押印の手続の廃止についても同様に考えているところであります。今後の運用としましては、委員の皆様に御確認いただいた議事録を最終的に見ていただいて、その回答メールを印刷して保存し、議事録に事務局の日付印を押すことで原本を確定させることにしたいと考えておりますが、その点についてはいかがでしょうか。

佐野会長

議題の最低賃金審議会運営規程につきまして、何か御意見等はございますか。よろしくお願いします。

石井委員

確認よろしいでしょうか。新しく加わったテレビ会議システムですけれども、コロナ禍においてなかなか人と対面できない場合を想定されたと思うのですが、これに「会長が必要であると認めるとき」とありますけれども、大まかどういう場を想定したときにテレビ会議システムを採用するのか。その辺で何か1つの目安があれば教えていただきたいと思います。

佐野会長

事務局からお答えいただけますか。

労働基準部長

具体的にこのような状況ということで、今、固まった形で示されたものはございません。一方で、各地方審議会の置かれた都道府県の状況におきまして、判断させていただくところでございます。よって、ただいままん延防止重点措置になっておりますけれども、これが緊急事態宣言に戻った等の状況におきましては、会長にお諮りさせていただきながら、考慮して検討させていただくということにさせていただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

具体的にそのような動きがあった地方労働審議会の状況の他、中央から示された場合には、速やかに共有させていただきます。よろしくお願いいたします。

佐野会長

私の個人的な見解で申し訳ないですけれども、付け加えさせていただきますと、本省とかいろいろなところで「そうしなさい」という指示が出た場合は別として、今のようなシステムを使った場合のプラス面とマイナス面がございます。プラス面は移動しなくてもいいとか、コロナの感染リスクが少なくという話だと思うんですけれども、マイナス面は、これだけの人数がいらっしゃると実質的な審議はなかなか難しいところがございます。

それと我々が忘れてはいけないのは、ウェブを使ったものにつきましては事務局の負担もなかなか大変だと思うのです。事前に私も事務局から相談を受けたときに、幾つかの課題がありますと。対面に比較して委員の発言の機会を十分図れるのかと考えるときに、会議の実質性が保たれるかどうか、それと盗聴による秘密保持に関わるものも出てきたりして、ウェブだとそれがなかなか100%担保できないところもありますねとか、事務局の負担とかがございまして、極力従来どおりやっていただきたいと希望を伝えました。

多分、考えなければいけないケースというのが、急遽開催を取りやめざるをえず、一旦開催期日を延期してもまた仕切り直しになるケースかと思います。例えば期日を設定していますけれども、急には代替日を確保することはなかなかできないものです。そうしますと、緊急事態宣言が出る中でももっと厳しい、まさにロックアウトに近いような緊急事態の中では、ウェブでの審議会開催に重みが大きくなってくると、多分考えざるを得ないと思うんです。皆さん、埼玉県の場合は緊急事態宣言下で非常に慎重な行動を行っていただいて、昼間の会議ですから、よほどでないと影響が出ないのではないかと思っています。そうなると今、私が申しましたように皆さんの積極的な意見を言っていただくとか、事務局の負担とかそういうことを考えると、私は従来どおり、極力こういった会議の形でやっていただくのがいいのかと思

って、事務局にはお伝えしたところでございます。

もしそういう考えでよろしければ、会長と事務局の判断にある程度 任せていただいて、やり方についてもお任せいただきたいと思います。 よろしくお願いします。

そのほかにございますか。

廣澤委員

廣澤です。基本的に今、会長がおっしゃった意見に賛成ですけれども、えてして民間と比べて、行政の皆さんのオンラインのスキルが、連合さんも多分同じだと思うのですが、我々は日常茶飯事にオンラインで会議をやっているので、そういうのと比べると、もしかすると大分差がついている可能性がありますので、こういう条文を入れるのであれば、事前にある程度想定した準備もされておいたほうがよろしいかと思います。ほかの行政のところでも、そういう話になると、「実はZoomが使えないんですよ」とか、実務的な制約がいろいろあるように伺っていますので、その点はよろしくお願いしたいと思います。

佐野会長

そうですね、確かに。どうぞ。

柿沼委員

廣澤委員がおっしゃられたとおり、こういった規程にするということでは、いつテレビ会議システムを使うことになるか分かりませんので、その準備を進めておいていただきたいと思います。我々のスタンスとしては、この最低賃金の審議会は、しっかりと公労使で議論をし尽くして結論を出すというのが非常に重要で、埼玉のこれまでの歴史でもあると考えておりますので、基本的には会場をより広い場所を取るとか、感染防止をしっかりと図った上で、こういった対面で議論できることが基本だと思っておりますので、お伝えさせていただきます。

佐野会長

ありがとうございます。皆さんもウェブを使った経験が多いと思うのですが、なかなか人が見えないんです。発言もよく見えなくて不便ですね。大体聞いていますと、普通のときよりも時間が短縮されると言う人と、もう全然進まないと言う人とあります。短縮されるという意見の人は発言がないから、だから短縮になると。ところが、発言が多いときは全然もう会議が進まないというのがあるので、いろいろな面があると思いますので、私としてはできる限り、事務局には負担をかけると思いますけれども、会場とかも手配しながら、一番いい方法を考えていただけたらと思います。よろしくお願いします。

この辺はよろしいですか、規程について。

(「異議なし」の声あり)

佐野会長

先に進めさせていただきます。

それでは、次の項目、これは小委員会の規程ですか。そちらをお願いいたします。

賃金室長

小委員会の規程、資料No.3になるんですけれども、初めての委員の方もいらっしゃるかと思いますので、簡単に説明させていただきたいと思っております。

小委員会の設置というのは、ここ1年半ほど前より数回議論をしてきたところですが、例えば今後の特定最賃の審議にも関わる話とつながるんですけれども、先ほど申し上げましたとおり、5業種の特定最賃につきまして7月の初旬ぐらいに労側がより申出がされた際に、その申出の内容に問題がなければ、7月27日、28日辺りにその必要性の有無の審議等に上げさせていただくことになるのですが、必要性ありという意味合いがどういうことかといいますと、改正された地域最賃額又は改正前の特定最低賃金額のどちらか高い金額を1円でも上回ることを了解していただくということになっておるわけです。1円以上を上回ることについて、御了解いただけるのかどうかを御審議いただくに当たって、本審委員の皆様の中で1人でも反対者の方がおりますと、必要性ありということにはならないことになっております。

よって先ほど柿沼委員さんがおっしゃったように、審議を尽くすことが求められる際に、地賃の上げ幅によっては審議が煮詰まることも予想されますので、必要性がなかなか、ありに至らないような、審議が難航するような状況となりましたら、本審とは別に小委員会を設置して、本審委員の各側3名の委員に入っていただいて、そこにオブザーバーの人等を当該産業の中から入れていただくことを想定しておるんですけれども、実態の調査といったものをやっていただくということを想定しております。

そこの小委員会の中では、この特賃に関して必要性があるかないかをじっくり審議していただくわけですけれども、小委員会の場というのは議決をする場所ではございません。あくまでも本審の調査を小委員会に委ねてもらって、そこで調査審議をすることになりますので、あくまでも報告書を取りまとめていただいて、本審に報告していただくという位置づけになっております。

これまで埼玉局では特定最賃の必要性に関しまして、必要性ありに 至らないような状況はありませんでしたけれども、今、現行、地賃と 特賃の金額の差が狭まってきているという状況もありますので、いつ でも小委員会を設けられるように事前に規程をつくらせていただくと いうことで、前回、3月4日の全員協議会で決まりましたので、規程 を提案させていただくこととしました。No.3の小委員会運営規程 (案)は、おおむね会長や労使の代表の方にはお目を通していただい たのですが、改めてこの場で提案させていただきます。

「目的」の下に「設置」とありますけれども、本審の運営規程3条に基づいて、審議会の議決により、特定の議案について事実の調査をし、または細目にわたる審議を行うため、審議会会長がこの小委員会を設けるということで、設置の目的も記載しております。あと「組織」として、小委員会の委員は、審議会の議決により、審議会の委員のうちから審議会会長が指名するということで、会長が指名させていただくということになっていて、その人数は公労使各側3名となっております。

先ほどオブザーバーの話もさせていただきましたけれども、特定最 賃決定等の必要性の有無の審議を行う場合であって、委員長が必要で あると認めるときは、当該特定最賃が適用されている関係労使のオブ ザーバーを参加させて、意見を述べさせることができるとされており ます。委員長を小委員会の中に置くということと、委員長に事故があ ったときは別の選挙された者が職務を代理するというようなことが書 いてあるのが4条となっております。5条が招集の規程です。

開きまして、定数のところが4項に書いてあるのですが、委員会は、 労働者を代表する委員、使用者を代表する委員、または公益を代表す る委員の各2名が出席しなければ会議を開くことができないとされて おります。5条が委員会の議事が全会一致により決することを旨とす るけれども、議を尽くした後、やむを得ない場合は、労働者、使用者 公益を代表する委員の各2名をもって決すると書いておりますが、基 本的に埼玉では、本審も含めて、全員の合意をまず尊重すべきだとい うことがありますので、全員の合意をもって報告を上げるということ をさせていただきたいと思っております。

第6条は、先ほど御指摘もいただきましたテレビ会議システムの出 欠に関わる部分、第7条は議事に関して、委員長は会議の議長となり 議事を整理していただくこと、それから委員は会議において発言しよ うとするときは、委員長の許可を受けるものとする。小委員会は、委 員長が必要であると認めるときは、委員及びオブザーバーでない者の 説明または意見を聞くことができるということとされております。

以下、8条と9条は先ほどの本審の規程と類するところがあるので 省略させていただくのですが、10条、委員長が審議した事項の結果 については、ここは小委員会を議決するところではないので、速やか に審議会に報告するものとする。11条は、小委員会はその任務を終 了したときは、審議会の議決により廃止するものとするということで、 調査案件のことが終了しましたら、もうそれをもって廃止という規程 となっております。

この小委員会の規程は、今回初めてつくらせていただいたもので、 特に本省で示した模範的なものもないですから、今後も必要があれば、 これを改定することも想定しておりますけれども、今、この場で小委員会の運営規程についてお諮りさせていただきたいと思っております。

佐野会長

よろしいですか。私、うっかりしてしまったんですけれども、雑則の規程、12条ですが、この規程に定めるもののほか、小委員会の議事及び運営に関し必要な事項は委員長ですか。これは会長が定めるのですか。規程を含んでしまうと、会長にしないといけない、審議会にするか何かしないといけないので、委員長にそこまで権限はないと思うんです。恐らく審議会の具体的な規程は、どの辺まで委員長に委ねるのかが分からないんです。恐らく審議会で皆さんにお諮りするということだから、規程そのものは審議会だと思うんです。

労働基準部長

最終的にはそのようになりますけれども、小委員会を設けた段階では委員長に提言というような形にさせていただきまして、その上で、さらにそこまでの権限といいますか、提言のところまで行くと、本来の本審の会長の話になるのではないかということについては、言い方は申し訳ございませんが、私ども事務局で少しコントロールさせていただければと思っております。

佐野会長

そうですよね。多分、委員長で決められる範囲がありますもんね。 その中でいろいろと細かいことはそこで聞くとかして、大きいところ はその辺があるのかと思います。ただ、多分、規程にすると難しいと ころがあったのかと思うのですが、もうちょっと明確になればよりあ りがたいけれども、難しいのだったら、皆さんに御理解をいただけれ ばそういうふうに読ませていただきます。

私が先に疑問を感じたところを申し上げて申し訳ないですけれども、 ほかの委員の皆さん、何かございますか。柿沼委員さん。

柿沼委員

これまでなかった小委員会が設置できる運営規程ということでは、 我々としては、おおむねこの内容について理解もしております。特賃 の必要性審議でいけば、この小委員会が設置されないことが最も望ま しいとは思っていますが、もし設置される際に1つあるのが、オブザ ーバーで関係労使を参加させることができるというところで、人数が 明記されていないですけれども、我々としてイメージしているのが 2名もしくは3名程度のオブザーバーなのかと思っています。その辺 のイメージが、認識が合っているのかということと、労使でオブザー バーを呼ぶ必要性のある数も違いがあると思うので、そこのばらつき があることも認められていると我々は思っているのですが、その辺の 2点の認識を合わせられればと思います。 佐野会長

これからほかの委員さんの御意見を伺いますが、私、考えたところがございますので、お話しさせていただこうかと思っているんです。今、柿沼議員さんがおっしゃったとおり、毎回設置するものではございません。本当に設置する必要があれば小委員会を設けると。小委員会の権能としては、調査審議して、その内容を審議会に伝えてほしいんだと、必要性があるのかとか。それで、先ほど議決というようなところが出ましたけれども、全体のとかありましたが、そのときの多数決的なところの読み方ですが、これを決めたからといって、本審議会の最終的意思決定に反映するものではございません。あくまでも委員長が議案とか議事を取りまとめて、皆さんの感触はどうですかというような感じで取っていただきたいところでございます。それでないとなかなか皆さんの意向が分からないので、取りあえずどういう意見でしょうか、手を挙げていただけませんか、こういうのは別に問題ないのかと思っています。

最後に柿沼委員さんの人数のことですけれども、私、個人的には本審の委員が3名出ているので、2名ぐらいがいいのかとは思ったんですけどね。なかなか本審の委員と同じ数だけ設ける必要があるのかというのが、だから原則2名ぐらいで、特に必要性が、これは何が何でもといったら審議会の場で、そうでなければ、小委員会のときに申し出て決めていただくのがいいのかと思っています。それと、あくまでもオブザーバーを参加させるかどうかというのは、それぞれ使側、労側のお考え一つなものですから、同じ人数である必要はないと。片方は2名で、他方は1名とか、場合によっては本審の委員さんだけで、我々は足りますよというのだったらそれはそれでいいかと思って、私はこの規程案を読ませていただいたんですけれども、自分の意見としてはですね。それではちょっと違うのではないかというのも含めて、御意見があれば皆さんのお考えをお聞きしたいと思っています。どうでしょうか。

どうぞ、よろしくお願いします。

須藤委員

須藤でございます。こういうふうに詳細な議論の場を別途設けるという、絶対設けるということではなくて、やるかやらないというのではなくて、こういう部分があるということはすごく重要なことだと思いますので、ぜひとも小委員会をちゃんとつくって、必要があればやっていただきたい。可能であればこういう部分をやらなくて、事前に決定するのがいいと思います。ただ、必要性の有無に関しましては、昨年度も述べさせていただきましたけれども、必ず必要性があると決めたら1円以上上げなくてはならないという部分があるという話でございますので、ゼロという判断がもうその時点でできなくなるということでございますので、できましたら可能な限りその判断をする前に

十分なデータと時間と説明を取っていただいて、そこでこれはもう 1円以上のあれがあるかと。1円、2円、3円、10円、20円、そ れはまた次の段階で議論していただけばいい話で、1円以上あるかど うかの判断だけが分かるきちんとしたデータと説明時間をぜひとも取 っていただきたいと思います。

佐野会長

御意見ありがとうございました。金額のことについては、金額の1円のところが独り歩きしているんです。そもそも論から言うと、地賃の金額に対し、その産業の賃金単価の優位性があるかどうかなんです。その産業に対して地賃の金額、業務の単価よりも優位性があるかどうかなんです。1円でも何か優位性があればもう金額は関係なくて、地賃の金額を意識したところの1円は必ずつければいいし、だからそれは従来から、金額が出ないからもう難しいということになると、恐らくどんどん地賃との格差が縮まっていったときに、必要性の有無の判断が難しくなるから、審議会として、この産業の人たちの労働の状況とかをよく説明していただいて、そもそも地賃に対してその業界は優位性があるのか、今後はそれをよく審議していっていただきたいと思います。そうすれば今、須藤委員さんがおっしゃった1円かどうかというのが、もうちょっと重要度が低くなってくるのではないかと思っています。

難しくなっていくのはよく分かっています。地賃の金額が大分高くなっていったときにどうなんだという、我々もよく分からないよねということはあるかもしれませんけれども、理屈から言ったらその産業の人たちが地賃の人たち、これはいろいろな業態で法律の50万以上の罰金とか何かいろいろかかるので、本当に零細の人だと思うんです。それに対して特定最賃では、労側の方々から優位性について、作業の特殊性とか何かを説明していただいて、そういうのをしんしゃくしていただきながら、そもそもどうなんだという議論をできれば進めていっていただきたいと考えているところです。これは私の個人的意見で申し訳ないですが。

もちろん須藤委員さんがおっしゃったように、できる限り資料を集めていただけるなら、それはもちろんなことでございます。私ばかりの意見で、何か御意見はございますか。廣澤さん。

廣澤委員

実際にやってみなくてはまだ分からないところがあるというのが正直な気持ちでございまして、必要性の有無の判断を、最終的な判断をしてしまうとまずいので、その前の雰囲気が何となくまずそうだなというときに小委員会に持っていくというニュアンスですよね。その辺はやってみないと分からないというのが正直なところでございました。

佐野会長

過去は小売のところが吸収されたということの1つは、どっちかというと昔だったら小売が仕入れて売るという形から、場所貸しとかに変化してきたなど、職務の形態の変化とかがございまして、恐らくなかなか特殊性が見いだしにくいのかなというのが出てきたのと、賃金もそれぐらいのところに近づいていると、両方が合ってきたのかというような感じで受け止めて、吸収されたのかとは感じているところです。

柿沼委員さん、ああいう流れはどういうふうに捉えていますか。

柿沼委員

そうですね。さすがに私もその頃はまだ委員をやっていなかったので、先人の方の話を聞いているレベルではありますけれども、賃金が地賃と近づいてきたところが大きかったと思いますが、会長がおっしゃられたような業態の変化とか、仕事の内容であったり、もしかしたらそのときに、業態が変わる中でも特殊性があるんですということを我々が伝え切れなかったのもあるかとは今感じましたけれども、そういう部分もあったのだろうと思っています。

佐野会長

多分、土屋委員さんもそのときいらっしゃったと思うんですけれど も、あのときは金額の審議で終わってしまいましたよね。

七屋会長代理

多分、自分もそのときは休んでいたと思います。

佐野会長

いらっしゃらなかったですか。何か金額でもう吸収されるのではないですかというので終わったような感じがするんです。だから、今言ったような特殊性も多少触れたんですけれども、そんなに大きな話にならなくて行ってしまったのかと。多分、名前は同じだけれども、業態は百貨店とか小売業界はすごく変わっていると思うんです。1つ、大きな利益がある程度安定に出ていた団体が、もう利益が出なくて赤字とかそういうところが増えていった。だからこれから特定最賃では、業態の変化とかも議論していただいて、決めていかないといけないのかと思っているんです。商品小売の場合は、廃止というわけではないけれども、取りあえずは地賃の水準に飲み込まれるのもしようがないのかというので落ち着いたような感じはするんです。

いずれにしましても、小委員会の規程を設けるにしてもこれはもしもの規程で、できるだけ使わないほうがいいと。小委員会はあくまでも任意規程なので、もし本審の場でかんかんがくがくの議論ができるのだったらそれも一つだし、そういうこともなかなか時間的にとか、もうちょっと少人数で詰めていただくということになったら、こういうのを設ければいいと。ただ、会議の性格上、これは本審の意思決定を拘束するものではないというところだけはお分かりになっていただ

いて、こういう規程もあるということで御理解いただければと思います。そういう意味で、伝家の宝刀という感じになるかもしれませんけれども。

まとめて言いますけれども、最初の運営規程と今の小委員会の規程 について御承認いただけますか。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

佐野会長

ありがとうございます。では、承認されたということでお願いいたします。

次に、事務局からお願いいたします。

賃金室長

3つ目ですけれども、今後の手続について御説明させていただきます。本日、労働局長より諮問させていただきましたので、最低賃金法第25条第2項の規定により、埼玉地方最低賃金審議会の専門部会を設置することとなります。専門部会の労働者代表委員及び使用者代表委員の任命につきましては、最低賃金審議会令第6条第4項の規定に基づきまして、関係者に対して候補者の推薦を求めなければならないと定められております。

この規定に基づきまして、本日、候補者の推薦公示を行うこととします。締切りは3週間後の7月26日とさせていただきます。

次に、関係労使からの意見陳述になりますけれども、最賃法第25条第5項の規定により、「最低賃金審議会は、最低賃金の改正決定について都道府県労働局長の諮問を受けた場合は、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くもの」と定められております。そして、その意見聴取の手続に関しまして、最賃法施行規則第11条第1項の規定により、

「最低賃金審議会が関係労使の意見を聴く旨及び意見を述べようとする関係労使は一定期間内に文書をもって意見を提出すべき旨を公示することにより行う」と定められております。

この規定に基づきまして、本日、関係労使の意見聴取についての公示を行うことといたします。意見書提出の締切日は7月26日月曜日とし、7月27日の第1回専門部会で意見聴取を実施させていただくことを考えております。

また、翌日の27日には第2回本審を開催し、そこで中央最低賃金 審議会から示されるであろうと見られる今年度の改正の目安を踏まえ た御審議、及び特定最賃改正の必要性の有無についての御審議を予定 しております。

28日には第3回本審を開催し、特賃が適用されている産業の方から広く募集した意見をお聞きし、必要性の有無についてさらに御審議いただくことを考えております。こちらについても26日、ホームペ

ージで意見募集を行うこととしてよろしいでしょうか。

コロナ感染拡大防止という観点から、書面を事務局が代読させてい ただくことを提案させていただきますが、いかがでございましょうか。

佐野会長

今、いろいろと今後の手続きを説明していただきましたけれども、 3月の意見交換のときに申し上げたのですが、今年は東京オリンピックの関係で中賃の金額が早く決まるような連絡というか、情報がございます。それで、日程を決めるときにどうしようかと、今年は特殊なので、埼玉としては従来どおりの日程で行かせていただきたいと思って、皆さんの了解を得ましてこういうふうにしました。ですから、新しく委員になられた方は、中賃が決まっているのに埼玉は何でこういう日程になったのかという話が出るかもしれませんけれども、そういう議論を踏まえた上で事務局で提案していただいたところ、当時の委員の方々に了解いただいてこういう日程になった経緯がございますので、その点、御了解いただきたいと思います。

日程的にはこれでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

佐野会長

よろしくお願いします。次は。

賃金室長

4点目は審議会の議事及び議事録の公開についてですけれども、審議会の議事、議事録については原則公開となっております。ただ、金額審議については、会長が、個人に関する情報及び個人情報の保護の観点、公開することによって率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるなど、特定の者に不利益を及ぼすなどの場合等については非公開と決定することもできます。

一方、議事録についても個人情報、特定の者に不利益を及ぼす情報は別として、会議自体は非公開であっても、意思決定終了後は原則それも公開できるのではないかということで、中央最低賃金審議会では公開という形で取り扱っております。こちらの埼玉地方最低賃金審議会においても、中央に準じて運営していくということで、本審に関しましては、今年度は公開ということでよろしいでしょうかということを、お諮りさせていただきたいと思っております。

なお、専門部会の取扱いについても同様の指針とはなるんですけれ ども、改めて専門部会において議題とさせていただきたいと考えてお ります。

佐野会長

ありがとうございます。この趣旨は本省でも議論の透明性を確保するために、可能な限り公開していこうという流れでございまして、今

説明していただきましたように、本審での扱いはこういうことにいたしますと、専門部会についてもこれに倣って考えていきたいけれども、専門部会については、改めてまた議題として考えさせていただきたいと。それというのも専門部会で実質的な審議が行われるわけですから、多少ニュアンスが違っているところがあるというような考えからこういうことになっていると思います。

流れとしては、公開するということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

佐野会長

ありがとうございます。

では、事務局案のとおり公開として、今後取り扱うことといたします。差し当たって次回は7月21日でございますけれども、本審も原則どおり公開で進めたいと思います。皆さん、よろしくお願いいたします。

賃金室長

ありがとうございます。

最後になりますけれども、今年度実施を予定している実地視察に関しまして、年明け以降をめどとしまして、視察内容の御相談を皆様にさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

佐野会長

事務局としては4つの提案をしていただきましたけれども、委員の 皆様から何かございますか。よろしいですか。

それでは、今日の議事録の確認ですけれども、公益委員としては私、 佐野が、労働者委員としては柿沼委員さん、使用者委員は廣澤委員さ んにお願いしたいと思います。

それでは、本日の議題は全て終了いたしましたので、これで本日の 審議会は閉会といたします。

事務局にお戻ししますので、よろしくお願いします。

賃金室長

では、これで今年度第1回本審を終了といたします。お疲れ様でした。

— 了 —